

令和2年3月9日招集

## 第2回若桜町議会定例会会議録

(令和2年3月9日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第3号	令和2年度若桜町一般会計予算	原案可決
2	議案第4号	令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
3	議案第5号	令和2年度若桜町介護保険事業特別会計予算	原案可決
4	議案第6号	令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
5	議案第7号	令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計予算	原案可決
6	議案第8号	令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計予算	原案可決
7	議案第9号	令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
8	議案第10号	令和2年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算	原案可決
9	議案第11号	令和2年度若桜町財産区造林事業特別会計予算	原案可決
10	議案第12号	令和2年度若桜町索道事業特別会計予算	原案可決
11	議案第13号	令和2年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算	原案可決
12	議案第14号	令和元年度若桜町一般会計補正予算（第6号）	原案可決
13	議案第15号	令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第4号）	原案可決
14	議案第16号	令和元年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算 （第4号）	原案可決
15	議案第17号	令和元年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）	原案可決
16	議案第18号	令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算 （第5号）	原案可決
17	議案第19号	令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算 （第4号）	原案可決
18	議案第20号	令和元年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正 予算（第2号）	原案可決
19	議案第21号	令和元年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正 予算（第1号）	原案可決
20	議案第22号	令和元年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算 （第1号）	原案可決

2 1	議案第 2 3 号	令和元年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
2 2	議案第 2 4 号	若桜町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	原案可決
2 3	議案第 2 5 号	若桜駅前にぎわいプラザの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
2 4	議案第 2 6 号	若桜町監査委員条例の一部改正について	原案可決
2 5	議案第 2 7 号	若桜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	原案可決
2 6	議案第 2 8 号	若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
2 7	議案第 2 9 号	若桜郷土文化の里の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
2 8	議案第 3 0 号	若桜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
2 9	議案第 3 1 号	若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
3 0	議案第 3 2 号	若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
3 1	議案第 3 3 号	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	原案可決
3 2	議案第 3 4 号	公の施設の指定管理者の指定（若桜町立多目的集会施設）について	原案可決
3 3	議案第 3 5 号	公の施設の指定管理者の指定（若桜町活性化施設）について	原案可決
3 4	議案第 3 6 号	公の施設の指定管理者の指定（若桜エゴマ工房）について	原案可決
3 5	議案第 3 7 号	公の施設の指定管理者の指定（若桜町氷ノ山関連施設）について	原案可決
3 6	議案第 3 8 号	公の施設の指定管理者の指定（道の駅若桜 桜ん坊）について	原案可決
3 7	議案第 3 9 号	公の施設の指定管理者の指定（若桜駅前にぎわいプラザ）について	原案可決
3 8	議案第 4 0 号	若桜町過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決
3 9	議案第 4 1 号	鳥取市及び八頭郡若桜町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について	原案可決

4 0	議案第 4 2 号	令和元年度若桜町一般会計補正予算（第 7 号）	原案可決
4 1	議案第 4 3 号	工事請負契約（高原の宿氷太くん法面災害復旧工事） の変更契約の締結について	原案可決
4 2	議員提出議案 第 1 号	公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善の ための必要な措置を求める意見書	原案可決

## 令和2年第2回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	令和2年3月9日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前11時10分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番		7番	山本晴隆
	3番	青木一憲	8番	中尾理明
	4番	山根政彦	9番	前住孝行
	5番	山本安雄	10番	川上 守
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番		7番	山本晴隆
	3番	青木一憲	8番	中尾理明
	4番	山根政彦	9番	前住孝行
	5番	山本安雄	10番	川上 守
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者				

## 会議の顛末

本会議（3月9日）

### 議長（川上守）

ただいまの出席議員数は9人です。、  
定足数に達していますので、令和2年第2  
回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

### 議事日程の報告

本日の議事日程はお手元に配布のとおりで  
す。

#### 日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、若桜町議  
会会議規則第125条の規程により、議長に  
おいて山本安雄議員、小林誠議員を指名しま  
す。

### 議員（中尾理明）

議長、日程がお手元に配布されてないです  
けども。

### 議長（川上守）

暫時休憩します。

（議事日程の配布済を確認）

### 議長（川上守）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日ま  
での16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月24日ま  
での16日間に決定しました。

暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

（川上守議長から前任孝行副議長へ、「議  
長の辞職願」を提出）

「追加日程第1」配布

前任孝行副議長が議長席に登壇

午前11時13分 再開

### 副議長（前任孝行）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど川上守議長から、「議長の辞職願」が  
提出されました。

よって、副議長である私が会議を進行させ  
ていただきます。

「議長 辞職の件」を日程に追加し、追加日  
程第1として日程の順序を変更し、直ちに議  
題とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、「議長 辞職の件」を日程に追  
加し、追加日程第1として日程の順序を変更  
し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

#### 追加日程第1

「議長 辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規程によって、川  
上守議員の退場を求めます。

（川上守議員 退場）

事務局長に辞職願を朗読させます。

### 議会事務局長（下石裕美）

それでは読み上げます。

令和2年3月9日、若桜町議会副議長 前任  
孝行様、若桜町議会議長川上守。

辞職願。このたび都合により、議長を辞職  
したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

### 副議長（前任孝行）

お諮りします。

川上守議員の、議長の辞職を許可すること  
にご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、川上守議員の、議長の辞職を  
許可することに決定いたしました。

川上守議員の入場を求めます。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

(議場にて全員協議会開催)

「追加日程第2」配布

午前11時17分 再開

#### 副議長(前任孝行)

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま、「議長」が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2  
として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を  
行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、  
追加日程第2として日程の順序を変更し、直  
ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2

「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2  
項の規定により、投票と指名推薦があります。

いずれの方法がよろしいでしょうか。

#### 議員(山根政彦)

はい。

#### 副議長(前任孝行)

はい、4番、山根議員。

#### 議員(山根政彦)

投票。

#### 副議長(前任孝行)

ただいま、4番、山根議員より投票の発言  
がありましたので、議長の選挙は投票で行う  
こととします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議長選挙は投票で行うことに決定しました。

暫時、休憩します

午前11時19分 休憩

(議場にて全員協議会開催、立候補者

決意表明あり)

午前11時27分 再開

#### 副議長(前任孝行)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議場の出入口を閉めます。

(事務局職員は議場を閉める)

ただいまの出席議員数は9人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規程により、立  
会人に山本晴隆議員、中尾理明議員を指名し  
ます。

投票用紙を配ります。

(事務局職員 投票用紙配布)

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

#### 議員(中尾理明)

1つ質問していいですか。

#### 副議長(前任孝行)

暫時休憩いたします。

(立会人の確認)

### 副議長（前住孝行）

会議を再開します。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（配布漏れなし）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（事務局職員 点検）

異常なしと認めます。

それでは投票用紙にご記入ください。

（投票用紙記入）

ただいまから、投票をおこないます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

### 議会議務局長（下石裕美）

準備はよろしいでしょうか。

それでは、順次投票していただきます。1番 梶原明議員、3番 青木一憲議員、4番 山根政彦議員、5番 山本安雄議員、6番 小林誠議員、7番 山本晴隆議員、8番 中尾理明議員、9番 前住孝行議員、10番 川上守議員。

### 副議長（前住孝行）

投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、開票を行います。

山本晴隆議員、中尾理明議員、開票の立ち会いをお願いします。

（事務局長・職員は、立会人立ち会いのもと、投票箱を開き、開票、投票を点検、整理・集計する）

選挙の結果を報告します。

投票総数 9票、有効投票 8票、無効投票 1票です。

有効投票のうち、川上守議員 8票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、川上守議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（事務局職員は議場を開く）

ただいま議長に当選された川上守議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規程によって、当選の告知をします。

当選人、川上守議員の発言を求めます。川上守議員。

### 議員（川上守）

再度選んでいただき誠にありがとうございます。皆さんの付託に応えるべく、頑張っています。よろしく願いをいたします。

### 副議長（前住孝行）

川上守議長、議長席にお着き願います。

以上で私の任務は全て終了しました。

ご協力ありがとうございました。

（川上守議長と交代）

### 議長（川上守）

暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

（前住孝行副議長から川上守議長へ、「副議長の辞職願」を提出）

「追加日程第3」配布

午前11時38分 再開

### 議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど、前住孝行副議長から副議長の辞職願が提出されています。

「副議長 辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。



したがって、「副議長 辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第3

「副議長 辞職の件」を議題とします。

地方自治法第117条の規程により、前任孝行議員の退場を求めます。

(前任孝行副議長 退場)

事務局長に辞職願を朗読させます。

#### 事務局長（下石裕美）

それでは読み上げます。

令和2年3月9日若桜町議会議長川上守様、若桜町議会副議長前任孝行。

辞職願。このたび都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

#### 議長（川上守）

お諮りします。

前任孝行議員の、副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、前任孝行議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

前任孝行議員の入場を求めます。

(前任孝行議員 入場)

暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

(議場より全員協議会開催)

「追加日程第4 配布」

午前11時44分 再開

#### 議長（川上守）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま「副議長」が欠けました。

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日

程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

#### 追加日程第4

「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規程により、投票と指名推薦があります。

いずれの方法がよろしいでしょうか。

#### 議員（山根政彦）

投票をお願いします。

#### 議長（川上守）

ただいま山根議員より、投票の発言がありましたので、副議長の選挙は投票で行うこととします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

副議長選挙は、投票で行うことに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

(議場にて全員協議会開催、立候補者決意表明あり)

午前11時51分 再開

#### 議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議場の出入口を閉めます。

(事務局職員は議場を閉める)

ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規程により、立会人を、前任孝行議員、梶原明議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(事務局職員 投票用紙配布)

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(配布漏れなし)

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(事務局職員 点検)

はい、異常なしと認めます。

それでは、投票用紙にご記入ください。

(投票用紙記入)

ただいまから投票を行います。

事務局長が、議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

#### 事務局長(下石裕美)

それでは、順次投票していただきます。

1番 梶原明議員、3番 青木一憲議員、4番 山根政彦議員、5番 山本安雄議員、6番 小林誠議員、7番 山本晴隆議員、8番 中尾理明議員、9番 前任孝行議員、10番 川上守議員。

#### 議長(川上守)

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、開票を行います。

前任孝行議員、梶原明議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長・職員は、立会人立ち会いのもと、投票箱を開き、開票、投票を点検、整理・集計する)

選挙の結果を報告します。

投票総数 9票、有効投票 8票、無効投票

1票です。

有効投票のうち、山本晴隆議員 5.5票、前任孝行議員 2票、山本安雄議員 0.5票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、山本晴隆議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(事務局職員は議場を開ける)

ただいま副議長に当選されました山本晴隆議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規程により、当選の告知をいたします。

当選人、山本晴隆議員の発言を求めます。

#### 議員(山本晴隆)

投票していただいた皆さん、ありがとうございました。

先ほども言いましたけど、あと2年間短い期間ではありますが、若桜町の発展のため、議長をしっかりとサポートしながら進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

#### 議長(川上守)

暫時休憩します。

午前12時02分 休憩

(追加日程第5 配布)

午後 2時13分 再開

#### 議長(川上守)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程の追加について、お諮りします。

お手元に配布のとおり、「議席の一部変更」を追加日程第5として日程の順序を変更し、日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第5を日程に追加することに決定しました。

#### 追加日程第5

「議席の一部変更」を行います。

先ほど行われました副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規程により、議席の一部を変更します。

青木一憲議員の議席を2番に、山根政彦議員の議席を3番に、山本安雄議員の議席を4番に、小林誠議員の議席を5番に、前任孝行議員の議席を6番に、中尾理明議員の議席を7番に、山本晴隆議員の議席を8番に、川上守議員の議席を9番に変更します。

#### 日程第3

「常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規程により、梶原明議員、青木一憲議員、山根政彦議員、山本安雄議員、小林誠議員、前任孝行議員、中尾理明議員、山本晴隆議員、川上守議員の9人を、総務産業教育民生常任委員会委員に指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を、総務産業教育民生常任委員会委員に選任することに決定しました。

#### 日程第4

「議会運営委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規程により、青木一憲議員、小林誠議員、山根政彦議員、山本晴隆議員を、議会運営委員にそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を、議会運営委員に選任することに決定しました。暫時休憩します。

(追加日程第6 配布)

#### 議長(川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程の追加について、お諮りします。

お手元に配布のとおり、「鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を追加日程第6として日程の順序を変更し、日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第6を日程に追加することに決定しました。

#### 追加日程第6

「鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規程により、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に、山本晴隆議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した山本晴隆議員を、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山本晴隆議員が、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

山本晴隆議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規程により、当選の告知をします。

当選人、山本晴隆議員の発言を求めます。

#### **副議長（山本晴隆）**

謹んでお受けいたします。職務を全うできるよう、精一杯頑張りますので、皆様よろしくお願いいたします。以上です。

#### **議長（川上守）**

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時18分 散 会